

答申第 2 号，答申第 3 号，答申第 4 号の概要

1 件名

住民基本台帳法に基づく本人確認情報についての改正前条例第26 条の是正の申出

2 是正申出の内容

申出人の個人情報を住民基本台帳ネットワークに送ることの中止を求める。

3 審議会の意見

- (1) 実施機関は，本人確認情報を改正住民基本台帳法に基づき通知(第30 条の5 第1 項)，送信(第30 条の5 第2 項)している。また，通知された本人確認情報は，住民基本台帳事務以外の事務で同法第30 条の7 及び第30 条の8 に規定された事務に提供されることとなっている。
- (2) 条例は，第9 条で個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的での利用及び外部提供を原則として禁止し，第12 条で実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合を原則として禁止しているが，いずれも「法令等に規定があるとき」を例外措置として規定している。
- (3) したがって，本人確認情報を改正住民基本台帳法に基づき通知，送信することは条例第9条及び第12条に違反していないと判断する。
- (4) なお，住民基本台帳ネットワークシステムについては，個人情報保護の重要性に鑑み，市民理解がより一層得られるよう，引き続き万全の対策を実施することを要望する。